いすみ市人事行政の運営等の状況の公表

いすみ市の人事行政における公正性、透明性を高めるため、「いすみ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、平成27年度における職員数、給与、勤務条件等の人事行政の状況について、次のとおり公表いたします。

１．職員の任免及び職員数に関する状況

(1)採用・退職者数について

採用者数	退職者数			
	定年退職	勧奨退職	普通退職等	計
8人 (3人)	14人	1人	6人 (3人)	21人 (3人)

(注)　1.平成27年度に採用及び退職した職員数です。
　　2.（　）内は短時間勤務職員を外書き。

(2)部門別職員数の状況

区分／部門	職員数		対前年増減数
	平成26年度	平成27年度	
一般行政	307人	311人	4人
教育委員会	52人	43人	△ 9人
公営企業会計	31人	30人	△ 1人
合計	390人	384人	△ 6人
	[540人]	[540人]	

(注)　1.職員数は一般職に属する職員数です。（教育長含む）
　　2.[　]内は条例定数の合計です。

(3)年齢別職員構成数の状況（H27年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 1	人 16	人 13	人 19	人 42	人 41	人 60	人 47	人 30	人 47	人 68	人 0	人 384

(注)　特別職、教育長は除く。

(4)定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

いすみ市定員適正化計画は、３町の合併による効果を最大限に発揮し、簡素で効率的な行政体制の確立を図るため、平成18年10月に第１次いすみ市定員適正化計画（平成18年度～平成22年度）を策定しました。以降、第２次計画（平成23年度～平成27年度）、第３次計画（平成28年度～令和２年度）を策定し、継続した組織機構の見直しや新規採用の抑制をはじめとする各種行政改革の取り組みにより、合併してから15年間で合わせて170名超の職員数の削減を達成しました。これらを踏まえ、あらゆる状況にも的確に対応し、未来を見据えた行政運営と良質な市民サービスの提供を図ることを目的として、平成28年度から平成32年度までの５年間を新たに第３次計画期間として策定しました。

① 定員適正化計画の主な推進方策
- 組織の見直し
- 民間活力の導入の促進
- 多様な雇用形態の導入
- 公共施設の統廃合の推進
- 適正な職員採用計画
- 人材の育成（スペシャリストの育成）

② 定員適正化目標 （第３次計画）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成28年4月1日	令和3年3月31日	３０人削減

③ 定員適正化計画の進捗状況（第１次、第２次計画）　（４月１日職員数）

区分＼年度		H18	H19	H20	H21	H22		H23	H24	H25	H26	H27	H28
定員目標	第1次計画	506	503	491	475	456	第2次計画	436	430	424	405	395	386
取組結果		506	498	486	466	448		426	410	399	390	384	373

２．職員の人事評価の状況

いすみ市では、平成２６年度より能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図り、組織内の意識の共有化や業務改善へつなげるため、職員の人材育成を柱とした人事評価制度を導入しています。

対象職員	全職員	
評価期間	毎年４月１日から翌年３月３１日までの期間	
評価項目	能力評価	職務遂行過程ににおける能力の状況
	業績評価	当初に定めた個人の目標に対する達成度の状況

３．職員の給与の状況

【１．総括】

(1)人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口（平成27年度末）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	（参考）平成26年度の人件費率
平成27年度	人 39,762	千円 15,718,284	千円 934,549	千円 3,059,123	19.5 %	18.1 %

(2)職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B／A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成28年度	366 人 （24）	千円 1,425,030	千円 147,635	千円 522,189	千円 2,094,854	千円 5,371

（注） 1. 職員手当には退職手当を含まない。
2. 給与費は平成28年度いすみ市当初予算に計上された額です。
3. （ ）内は短時間勤務職員を外書き。

(3)ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

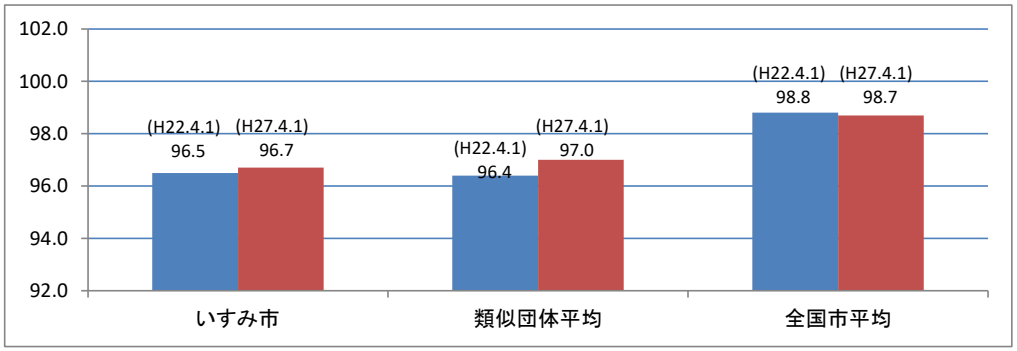

（注） 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を１００とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

【２．職員の平均給与月額、初任給等の状況】

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44歳5ヶ月	331,041円	365,339円
技能労務職	52歳1ヶ月	280,383円	295,769円

（注） 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種毎の職員の基本給です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。

(2)職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区分		初任給
一般行政職	大学卒	176,700円
	高校卒	144,600円
技能労務職	高校卒	130,200円
	中学卒	126,400円

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成28年4月1日現在）

区　　分		経験年数１０年	経験年数１５年	経験年数２０年
一般行政職	大学卒	267,800 円	332,000 円	352,400 円
	高校卒	232,400 円	272,600 円	317,700 円
技能労務職	高校卒	－ 円	251,600 円	239,800 円
	中学卒	－ 円	197,500 円	－ 円

（注）　各階層別の職員数が少ないことから５年毎の数値としています。

（経験年数10年欄は10年～15年、15年欄は15年～20年、20年欄は20年～25年の職員の平均となっています。）

【３．一般行政職の級別職員数の状況】

平成28年4月1日現在

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
１級	主事補	10人	4.6%
２級	主事	14人	6.5%
３級	主任主事	38人	17.6%
４級	主査	73人	33.8%
５級	班長	32人	14.8%
６級	課長補佐	24人	11.1%
７級	課長・主幹	24人	11.1%
８級	参事	1人	0.5%

（注）　1.いすみ市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2.標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

【４．職員の手当の状況】

(1)期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額（平成27年度）		
普通会計等	1,441	千円
水道事業会計	1,424	千円
（平成28年度支給割合）		
期末手当	勤勉手当	
2.60 月分	1.60 月分	
（ 1.45 ） 月分	（ 0.75 ） 月分	
（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算　5%～15%		

（注）　（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2)退職手当　　平成28年4月1日現在

（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続２０年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続２５年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続３５年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置　２%～２０%加算		
1人当たり平均支給額 普通会計等	16,946	千円
水道事業会計	－	千円

（注）　退職手当の１人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3)時間外勤務手当

支給実績（平成27年度決算）	普通会計等	17,974	千円
	水道事業会計	469	千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	普通会計等	58,930	円
	水道事業会計	46,919	円

(4)特殊勤務手当　　平成28年4月1日現在

区分			全職種	
支給実績（平成27年度決算）			546	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）			49,648	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成27年度）			2.8	%
手当の種類（手当数）			3	種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
行旅病人及び死亡人の取扱手当	福祉課職員	行旅病人救護	作業１件	300円
		行旅死亡人業務	作業１件	600円
防疫手当	健康高齢者支援課職員	感染症患者収容・消毒	日額	250円
	農林水産課職員	感染症菌家畜処理	日額	250円
清掃作業手当	ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ職員	ごみ処理作業に従事	日額	250円

（注）　特殊勤務手当は、普通会計の額です。

(5) その他の手当　　平成28年4月1日現在

手当名	内容及び支給単価		支給実績（平成27年度決算）		支給職員１人当たり平均支給年額（平成27年度決算）
扶養手当	○配偶者	13,000円	普通会計等	36,056千円	204,866円
	○配偶者以外の扶養親族				
	・1人につき	6,500円			
	・配偶者がない場合その内1人につき	11,000円	水道事業	587千円	146,625円
	○特定扶養				
	・16歳から22歳までの子	1人5,000円加算			
住居手当	・借家の場合（家賃12,000円を超える場合に限る） 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給		普通会計等	11,071千円	270,029円
			水道事業	324千円	324,000円
通勤手当	・電車・ﾊﾞｽを利用する場合 定期券代1ヶ月当たり55,000円まで全額支給		普通会計等	23,566千円	75,051円
	・乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて2,000円～31,600円を支給		水道事業	712千円	64,700円
宿日直手当	・勤務1回につき4,200円			4,565千円	23,903円
管理職手当	・参事	60,000円	普通会計等	13,003千円	197,015円
	・課長	26,180円（減額措置前） 30,800円			
	・主幹	18,700円（減額措置前） 22,000円	水道事業	440千円	219,810円
	・課長補佐	10,455円（減額措置前） 12,300円			

（注） 宿日直手当は、普通会計の額です。

【５．特別職等の報酬等の状況】

区分		給料月額等			
			（参考）類似団体における最高／最低額		
給料	市長	663,000 円（減額措置前） 780,000円	989,000円	／	259,000円
	副市長	535,500 円（減額措置前） 630,000円	816,000円	／	325,000円
	教育長	467,500 円（減額措置前） 550,000円	―	／	―
報酬	議長	413,000 円	545,000円	／	230,000円
	副議長	351,000 円	474,000円	／	200,000円
	議員	327,000 円	442,000円	／	180,000円
期末手当	市長 副市長 教育長	（平成28年度支給割合） 4.20 月分			
	議長 副議長 議員	（平成28年度支給割合） 4.20 月分			

退職手当		（算定方式）	（１期の手当額）	（支給時期）
	市長	663,000円×在職月数×０．３５	11,138,400円	任期毎
	副市長	535,500円×在職月数×０．２５	6,426,000円	任期毎
	教育長	467,500円×在職月数×０．２０	4,488,000円	任期毎

（注） 退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

４．職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

①勤務時間の状況について

年度	開始時刻	終了時刻	休憩
平成28年度	8:30	17:15	12:00～13:00

②休暇について

区　　分	内　　容
年次有給休暇	・ １年に２０日 ・ 消化できなかった場合は、最高２０日を翌年に繰越できる。
療養休暇	・ 負傷又は疾病のため療養の必要が認められるとき
特別休暇	・ 選挙等の公民権の行使のための休暇 ・ 裁判員、証人、鑑定人、参考人等による裁判所等への出頭のための休暇 ・ 骨髄提供及び末梢血幹細胞提供のための休暇 ・ ボランティア活動のための休暇 ・ 結婚休暇 ・ 女性職員の生理休暇 ・ 妊娠中のつわり等に伴う障害により勤務することが困難なときの休暇 ・ 妊娠中又は出産後１年以内の保健指導又は健康診査のための休暇 ・ 女性職員の保健所、市町村及び病院等の主催する母親学級への参加のための休暇 ・ 交通機関の混雑に対する妊娠中職員の健康保持のために必要な時間 ・ 妊娠中職員の母体及び胎児の健康保持のための時間 ・ 職員の出産休暇（産前産後休暇） ・ 生後1年6ヶ月に達していない子の育児のための時間 ・ 職員の妻の出産休暇 ・ 職員の妻が出産する場合で、出産に係る子又は小学校就学前の子の養育のための休暇 ・ 小学校就学の始期に達するまでの子の看護のための休暇 ・ 短期介護休暇 ・ 忌引休暇 ・ 職員の父母、配偶者及び子の祭日休暇 ・ 夏季休暇 ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する交通の制限又は遮断による休暇 ・ 天災等により交通が遮断され、出勤することが著しく困難な場合の休暇 ・ 災害時における通勤途中の危険を回避するための休暇 ・ 天災等による住居の滅失及び破壊に対する復旧作業のための休暇 ・ あらかじめ計画された能率増進計画の実施に伴う休暇
介護休暇	・ 配偶者、２親等以内の親族で、負傷、疾病又は老齢により、日常生活を営むのに支障がある者の介護をするための無給休暇
組合休暇	・ 職員団体の業務又は活動に従事するために認められる無給休暇

５．職員の休業に関する状況

区　分	内　　容	取得状況（平成27年度）	
		男性職員	女性職員
育 児 休 業	・ ３歳に満たない子	0人	6人
	・ 休業期間については、無給	0人	6人
部 分 休 業	・ 小学校就学の始期までの子	0人	0人
	・ 部分休業の時間数により給料額を減額	0人	0人
育児短時間	・ 小学校就学の始期までの子	0人	0人
	・ 勤務時間数に応じた給料額	0人	1人

取得状況欄の上段には平成27年度に新たに育児休業等を取得した者、下段には育児休業等の期間が平成26年度以前から引き続き取得している者の数です。

６．職員の分限及び懲戒の状況

①職員の分限処分の状況について　（平成27年度）

降任	免職	休職	降級
－	－	9人	－

②職員の懲戒処分の状況について　（平成27年度）

戒告	減給	停職	免職
－	－	－	－

（注）　同一の者が複数回にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

７．職員の服務の状況

年次休暇の状況について

平均使用日数	消化率
10.5日	26.8%

（平成27年）

８．職員の退職管理の状況

地方公務員法の改正（平成28年4月1日施行）により、定年退職等で退職し企業等に再就職した元職員による現職職員への働きかけの禁止等が規定されました。これに伴い、いすみ市では再就職状況の届出等を定めた「いすみ市職員の退職管理に関する条例」を制定し、退職管理の一層の適正化を図っています。

	対象者	条例に基づく届出者数
届出状況	平成２７年度退職者 ２１名	０人

９．職員の研修の状況

住民ニーズの多様化や地方分権の推進、社会経済情勢の変化に柔軟かつ的確に対応するため、階層別研修（接遇研修、新任者研修、初級研修、中級研修、監督者研修）、専門実務別研修等に職員を派遣し、人材育成を推進しながら適正な組織体制の構築を図っています。

①千葉県自治研修センターで実施している研修

研修名	対象職員	受講者数
法制実務研修	全職員	1人
税務事務研修	税務事務担当職員	3人
市町村民税研修	税務事務担当職員	1人
滞納整理事務（初級）研修	税務事務担当職員	1人
滞納整理事務（上級）研修	税務事務担当職員	2人
滞納マネジメント研修	税務事務担当職員	1人
固定資産税（土地）研修	税務事務担当職員	2人
固定資産税（家屋）研修	税務事務担当職員	1人
主任保育士研修	保育士	1人
農政研修	農政事務担当職員	1人
財務事務研修	財政事務担当職員	1人

②夷隅郡市広域市町村圏事務組合で実施している研修

研修名	対象職員	受講者数
市町職員「新任」共同研修	新規採用職員	8人
市町職員「接遇」共同研修	窓口担当業務職員	5人
市町職員「初級」共同研修	勤務歴５年程度の職員	7人
市町職員「中級」共同研修	勤務歴１０年程度の職員	2人
市町職員「監督者」共同研修	主査及び相当職	15人

１０．職員の福祉及び利益の保護の状況

〇福利厚生制度等の概要

(1)市町村職員共済組合

共済制度は、地方公務員法第４３条に基づく地方公務員等共済組合法によって、定められ、具体的には、千葉県市町村職員共済組合において、以下の事業を中心に運用、実施しています。

・短期給付（職員とその扶養家族の負傷、疾病、出産、死亡等）
・長期給付（退職共済年金、障害一時金等）
・福祉事業（健康増進事業、貸付事業等）

(2)互助会

地方公務員法第４２条に基づき、職員の福利厚生を目的とした「いすみ市職員互助会」を平成17年12月に設置し、また、千葉県内の市町村等で構成されている「千葉県市町村職員互助会」にも加入しております。
その事業内容等は下記のとおりです。

１．いすみ市職員互助会

会員により運営されており、事業費の原資は、すべて会員の掛金になります。

〇事業内容

・結婚祝金　・病気見舞金　・災害見舞金　・退職記念金
・出生祝金　・死亡弔慰金　・永年勤続祝金

２．千葉県市町村職員互助会

千葉県内の市町村等職員により構成されており、事業費原資は会員の掛金と公費支出（負担金）で賄われています。なお、公費支出額は、555千円（平成27年度決算額）です。

〇事業内容（平成２７年度実績）　（単位：千円）

給付区分	件数	給付額	給付区分	件数	給付額
結婚祝金	6件	60	長期療養者助成金	4件	445
出産費助成金	7件	140	老人看護助成金	－	－
育児休暇助成金	7件	330	介護休暇助成金	－	－
入学祝金	26件	130	弔慰金	3件	180
就職祝金	1件	10	家族弔慰金	1件	30
永年勤続者祝金	11件	110	遺児育英金	1件	100
退会せん別金	24件	797	災害給付金	－	－

※上記のほか、永年勤続者宿泊補助券、保養所等助成金があるが、市町村別集計がないため件数等は記載していません。

(3)公務災害補償

公務災害補償制度は、地方公務員法第４５条に基づく地方公務員災害補償法によって定められ、職員が公務上の災害（負傷、疾病・障害等）又は通勤による災害を受けた場合、その生じた損害の補償と被災職員の社会復帰に必要な事業を行っています。

〇公務災害認定者数　０人　（うち通勤災害　０人）

(4)その他

職員の健康確保を図るため、定期健康診査を実施し、健康障害や疾病の早期発見に努めています。

〇定期健康診査受診者数　279人

１１．公平委員会に係る業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況	０件
(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況	０件